

番号	意見	意見に対する考え方
1	<p>① p.17 危険予知能力とはなんですか？ 危険予知訓練ではないでしょうか。</p> <p>② p.29 放課後子ども教室の充実・拡大 とありますが、令和8年の目標値は参加人数だけではなく、実施校の数も入れるべきではないでしょうか。</p> <p>③ p.31 児童生徒が自ら安全に情報を活用する姿勢を育てていくなど、情報モラル教育を推進します。 P17では情報活用能力という言葉を使っています。また、情報を活用する能力は、情報モラルではなく情報リテラシーです。</p> <p>④ p.38 経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対して、家庭の経済状況に関わらず子どもが夢や希望する進路を実現できるよう支援が求められています。 義務教育の中で、保護者の経済的理由により就学が困難な児童生徒がいるのでしょうか？経済的な理由で給食費などの支払いが困難な保護者に対し、援助する制度なのではないでしょうか。</p> <p>⑤ （全体的なこと） ・様々な計画の中に、地域の力の必要性が出てきていますが、既に担い手不足を課題として捉えているのに、それに対する対応策（人材確保）がありません。人材不足の中、計画を進めることができるのでしょうか。</p>	<p>御意見いただきました「危険予知能力」という言葉につきましては、理解しにくい表現となっておりますので、「危険を予測し、回避する能力」と修正いたします。</p> <p>御意見いただきましたとおり、放課後子ども教室の実施校数「令和8年度目標値を3校」として指標を追加いたします。</p> <p>本計画においては、情報活用能力の育成の中でも特に、白岡市ネット利用宣言の活用について注力しているため、情報モラル教育として記載いたしておりますので、原文のままとします。</p> <p>学校教育法第19条において「経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と規定されているため、市が設ける経済的支援の説明として引用し記載しておりますので、原文のままとします。</p> <p>本計画を推進するにあたり、地域との連携・協力は重要なことであると認識しておりますが、一方で、御意見いただきましたとおり、人材の確保という点については全体的に課題として捉えております。</p>

		<p>今後の方向性としては、地域との連携・協力体制の強化や支援、指導者やボランティアの育成などを通じてこの課題に対応していくこととしております。</p> <p>計画の推進に支障が生じないよう適切に対応していくことに努めてまいります。</p>
2	<p>① p.14 や p.30 など学校教育を見ても子供の好奇心や興味を広げることに関する記述がない。教育は自主性であり、導くものである。現状を言うと篠小のごく近くに友人が自然農法=昔の農法で田んぼを初めて2シーズン収穫したが、教員一人として教材にしようとはしていない。同様に生徒も際立って興味を示したという話を聞いていない。一方でCPに関する記述は少ない。地に足の着いた教育の教材はそこここに点在しています。読書や図書に関する記述はあるが、自然という実物が豊富にある白岡市の特色をもっと生かすべきだと考えるが。</p>	<p>提出いただきました御意見につきましては、参考意見とさせていただきます。</p>
3	<p>① 「学校周辺の開発について」</p> <p>白岡市では白岡中学校周辺の開発等、学校周辺での開発計画があります。</p> <p>第3期白岡市教育振興計画(案)には、開発計画に関連する事項が書かれていませんでした。ですが、市内の学校に通う児童生徒に関わる大切な事だと思います。</p> <p>教育振興計画策定に関わる方々に「学校周辺の開発」という観点から教育環境を考えていただき、計画に盛り込んでいただきたい</p>	<p>学校周辺の開発については、児童・生徒の教育環境に係る重要な事項であると認識しております。</p> <p>提出していただきました御意見につきましては、参考意見として関係部局と共有し連携に努めてまいります。</p>

です。

② 開発に関わる防災対策について

田んぼは、水を供給する用水路の水位より土地が低いところにあります。

位置エネルギーを使って田んぼに水を引くためです。学校は田んぼを造成して建てられているところが多く、その場合は学校が低い土地にあります。

開発で学校周辺の田んぼが埋め立てられた場合、何も対策をしなかったら、それまで田んぼに溜められていた水が学校に集まってきます。突然の豪雨があった場合集まった水があふれて、児童生徒は帰宅できなくなる可能性もあります。ですから学校周辺を開発する場合は、豪雨を想定して水路や貯水地を作るなど、計画的に進めてほしいです。

③ 学習の場として

学校周辺の田んぼは、児童生徒の環境学習の場でもあります。特に小学生は校外学習でザリガニ取りやまちたんけん、田植え体験、稲刈り体験等の学習を行うことがあります。学校ではSDGs(持続可能な開発目標)についても学習します。

学校周辺の開発は、子どもたちの学びの場を維持しつつ、これからの白岡市を担っていく子どもたちの世代が持続的に維持管理できるものであるべきだと思います。設計の段階から、防災のために必要な水路や貯水池の機能を児童生徒と一緒に考えたり、区域内にビオトープを児童生徒と一緒に作るなど、学校と連携して持続可能な状態で進めてほしいです。

開発に係る防災対策については、児童・生徒の安全や学校の安全性を守るうえで重要であると認識しております。

提出していただきました御意見につきましては、参考意見として関係部局と共有し連携に努めてまいります。

御意見いただきました、学校周辺の環境について、児童・生徒が考える機会を持つことは有意義な取組みであると認識します。

提出していただきました御意見につきましては、参考意見として関係部局と共有し連携に努めてまいります。

## ④ 田んぼの多面的機能について

白岡市だけではありませんが、近年「田んぼ」の価値が落ちているように感じます。コロナ禍で米の消費が減り、米の価格も落ちています。農家も米の生産だけでは生活できず、兼業農家の割合が高いです。農家の高齢化のため、農業生産法人に田んぼの管理を委託する農家が増えています。子どもたちが「将来農家になりたい」と考えるのは難しい環境です。食料を生産する大事な仕事であるにも関わらずです。

田んぼの価値は「土地の値段」ではありません。米の生産の場であることはもちろん、水を溜める機能、夏に涼しい風をふかせる機能、いきものの生息地、子どもたちが自然とふれあう場、美しい景観をもち市民がやすらぐ場…いろんな役割があります。田んぼの持つ多面的機能を子どもたちに体感してもらえる場が減りつつあることが残念です。

## ⑤ 開発計画の周知について

学校周辺の開発計画以外にも言えることですが、計画がどのように進んでいるのか、学校やその関係者は早めに知る必要があると思います。児童生徒の危険を回避し、安全に学習できる環境を準備するためです。現状は、地元の地権者やごく周辺の住民にしか連絡はなく、工事が始まってから計画を知ることがほとんどです。道路の構造によっては、登下校時や下校後の移動時に危険が及ぶ可能性があります。子どもが工事の作業に興味を持ち、危険な工事現場に近づくこともあります。開発の計画は早めに段階的に学校に知らせていただきたいです。また、工事区域、工事期間、開発の内容、車両出入口、警備員の有無や配置など危険回避のた

提出いただきました御意見につきましては、参考意見として関係部局と共有させていただきます。

児童・生徒の危険を回避し、安全に学習できる環境を整備することは、大切なことであると認識しております。

提出いただきました御意見につきましては、参考意見として関係部局と共有し連携に努めてまいります。

めの情報を、学校や保護者に周知させていただきたいです。

⑥ 学校周辺の道路環境について

幹線道路は通勤時間帯になると渋滞が発生することがあります。朝は児童生徒は登校時間と重なります。幹線道路の渋滞からの抜け道に通学路を使う車両があり、スピードを落とさず走行する車両には危険を感じます。危険箇所には保護者が立哨することがありますが、全てはカバー出来ません。児童生徒の安全を守るため、学校周辺に幹線道路を通すことは避けるように、道路計画を立てていただきたいと思います。

⑦ 第4章 施策の方向

第1節 家庭・地域の教育力の向上

(2)家庭・地域・学校と連携して子どもたちを育てる取り組みの推進 ■ p.28「現状と課題」に加えてください。

・家庭・地域・学校が連携するためには橋渡し役が必要であり、現状ではPTA 会長がその多くの役割を果たしています。PTA 会長は、学校や地域に関わる専門的な知識が必要であり、会議等で拘束時間が多いです。しかし職員ではないため給与は支払われていません。地域の利害関係に絡む役割であることから、臨時の市の職員とするか、負担を減らすかの対応が必要です。

⑧ 今後の方向性

①体験的な学習機会・活動の充実

■ p.28 「主な取り組み」に加えてください。  
・多面的機能支払い交付金事業への協力活動

交通事故などから児童・生徒の安全を守ることは、大切なことであると認識しております。

提出いただきました御意見につきましては、参考意見として関係部局と共有し連携に努めてまいります。

PTAについては、任意の組織・団体であることから、市の臨時職員（現行の会計年度任用職員）には該当いたしません。PTAの活動の連携については、P28の「今後の方向性」の「③地域の子育て支援活動の促進」において、「子育て・家庭教育に関わる団体（組織）と連携・協力し」としており、「現状と課題」の3つ目の◆に広義的に記載していることから、原文のままとします。

提出いただきました御意見につきましては、参考意見として関係部局と共有させていただきます。

<p>⑨ 第2節 学校教育の充実</p> <p>(2)豊かな心、健やかな体の育成 「今後の方向性」</p> <p>①体験活動の推進と豊かな心の育成</p> <p>■ p. 32 「主な取り組み」一部削除をもとめます。</p> <p>・「規律ある態度の育成」を削除していただくことを望みます。</p> <p>→子どもの「規律ある態度」を見ていて気持ちよく感じる方もいるかもしれません。しかし、規律性を子どもたちに求めすぎること、個性が尊重されない社会につながり、人権教育としては負の方向に働くこともあります。実際、行き過ぎた生活指導で自信をなくす子どももいます。「規律ある態度」でいるかどうかは、ある程度は個々で選択できる余裕を持たせて欲しいです。</p> <p>⑩ ■ p. 32</p> <p>②命を大切にす教育の推進</p> <p>④心身の健康の保持増進 「主な取り組み」</p> <p>■ p. 39</p> <p>(6)多様なニーズに応える教育活動 「今後の方向性」</p> <p>②不登校児童生徒への支援</p> <p>・相談員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置と連携強化の「と連携強化」を削除していただきたいです。</p>	<p>規律ある態度の育成は、埼玉県教育振興基本計画にも掲げられているものであり、本市においても、時刻を守ることや、あいさつ、話を聞き、発表する等、基本的な生活習慣・学習習慣の中で身につけさせたい内容となっています。学校で集団生活を送る上で、最低限のルールやマナーを身につけることは、児童生徒に必要であると考え、原文のままとします。</p> <p>悩みや困難を抱える児童・生徒やその保護者に対して、専門的な見地から支援を行うためには、関係機関の連携した対応が重要であると考えます。</p> <p>このため、市内の各小中学校において、相談を受けた結果を共有し、適切な支援ができるよう連携強化は必要な取り組みとして計画するものです。</p> <p>これらのことから、原文のままとします。</p>
--	--

→親子でスクールカウンセラーに相談するよう学校から進められ、相談室に通ったことがあります。初回の相談で、「行動をどうやって改善しようと考えているのか、家族で相談するように」とメモ書きを見ながら伝えられました。こちらの生活の様子は伝えるのですが、学校側は改善について協力するような動きはなく、相談室ではこちら側からの一方的な学校側への情報提供で終わりました。話した情報は、担任の先生と校長先生と共有していると聞きましたが、それ以外にも報告され利用されているような様子もありました。

学校の都合の良いように動く相談室は、児童生徒側には不利に働き、問題の解決につながりません。相談員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーは中立的立場にあるべきです。学校側との連携強化をやめていただきたいです。学校側への報告は、相談員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー立ち会いのもと、児童生徒又はその保護者が行うべきだと思います。

⑪ ■ p. 33③「いじめ防止対策の推進」に加えてください。

いじめと考えられる事例が発生した場合、教育委員会は情報の公開を行います。

⑫ ■ p. 33 ④「心身の健康と保持増進」に加えてください。

市では、乳幼児健診で発達の気になる子に声をかけ、保険センターで就学前までフォローしています。子どもが就学後に困らないように、学校や保護者と連携し、アドバイスの内容を引き継ぐ

全ての事例に対して、情報の公開を行うことは、個人の特定など、個人情報の保護の観点から適切ではないと考えますので、原文のままとします。

P35(4)の①の中で、接続期の情報交換を充実させていくこととしています。

保健センターの支援の継続については、関係課と情報を共有させていただきます。

<p>などの支援を行います。</p> <p>→保健センターの支援は就学と同時に打ち切られます。その先は保護者が学校等にそれまでの経緯を説明します。どのような支援が必要か、手探りで考えていくこととなります。一年ほどでも、保健センターの支援が継続すれば、学校生活への移行がスムーズに行われると思います。</p> <p>⑬ ■ p. 37 (5) 児童生徒が安心して通うことができる教育環境の整備「今後の方向性」に加えてください。</p> <p>③通学路の安全確保</p> <p>市内では学校 PTA により、毎年通学路の点検がおこなわれています。通学路点検の調査結果は、市に提出されています。点検の調査結果が無駄にならないよう、市は担当窓口をもうけ、対象となる部署に報告します。また、通学路点検の対応の結果報告を受けて、市と保護者が通学路の安全を話し合う場をもうけるなど、通学路の安全確保に努めます。</p> <p>「主な取り組み」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校 PTA による通学路点検の窓口の設置</li> <li>・学校 PTA と通学路点検の結果を協議する</li> <li>・協議の結果を関連部署に報告する</li> </ul> <p>⑭ (6) 多様なニーズに応える教育活動</p> <p>■ p. 38 「現状と課題」に加えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者が、積極的に参加・貢献していくことができる共生社</li> </ul>	<p>現在も、学校や PTA から提出された通学路の安全に関する要望は、関係各課と情報を共有し、対応しています。</p> <p>今後も適切に対応していきます。</p> <p>御意見として、参考にさせていただきます。</p>
---	---

会の実現に向けて、特別支援教育の充実・推進が求められています。の後に、障がい者が、運動などの機能を維持あるいは向上させるための機会を設けることが求められています。を加えてください。

- ⑮ ■ p. 38 「今後の方向性」①「特別支援教室の充実」 修正を希望します。

「県立特別支援学校のセンター的機能を活用し」と書かれています。

「補助的機能として県立特別支援学校を活用し」と直していただきたいです。

→県立特別支援学校は、レスパイト利用等の福祉サービスと強いつながりがあり(学校でも福祉サービスを利用慣れした方が就職に役立つ等の話がされます)、校医には精神科医がいるなどの特徴があります。生活訓練が重視され、個々で学習する時間は特別支援学級の方が多くとられています。特別支援学級に在籍する全ての児童生徒が、将来的に福祉サービスを利用するとは限りません。

児童生徒や家族の意見を尊重し、県立特別支援学校の活用は、センター的ではなく補助的機能としていただきたいです。

- ⑯ ■ p. 38 ①特別支援教室の充実「主な取り組み」に加えてください。

・ことばの教室の増設

特別支援学校のセンター的機能の活用は、埼玉県教育振興基本計画の中で、「特別支援学校が、その専門性を生かし、地域の小・中学校に在籍する障害のある児童生徒などへの指導に対する支援を行うなど、その地域における特別支援教育の中核的な役割を担う働き」と明記し、センター的役割を担うことが位置づけられているため、原文のままとします。

御意見として、参考にさせていただきます。

→ことばの教室は市内に1教室しかありません。篠津小学校以外の児童が通う場合、保護者が学校間を送迎します。また、ことばの問題は特別支援学級に通う子どもの多くが抱える問題でもあります。仕組みの問題でことばの教室に通うことができません。子どもたちの悩みを軽くするためにも、市内の教室の数を増やし、特別支援学級の児童も通えるように検討していただきたいです。

⑰ ■ p. 39④経済的支援「主な取り組み」特別支援教育就学奨励費制度

→子どもが特別支援学級を受けているため働くことが出来ない時代ではありません。レスパイトとして利用する放課後デイサービス等の利用料金は、受給者申請をすれば負担額はかなり少なくなります。むしろ、学校を卒業後の収入が少なく本人への支援が必要です。特別支援学級に通う児童生徒の家族への経済的支援が重複していないか、見直す時期ではないでしょうか。

⑱ 第3節 社会教育の充実

■ p. 43 (2)人権教育の推進①人権教育推進体制の充実

p. 32 と重複しますが

「研修会を動画配信形式で実施するなど開催方法を検討し」の後に

「また当事者との交流活動を推進し」を入れてください。

特別支援学級に在籍しているという事情を考慮し、保護者の経済的負担を軽減するため、保護者の所得区分に応じて援助を行う制度であり、国の補助等を受けて実施しているものです。

学校を卒業した後の本人への支援については、関係課に情報共有をします。原文のままとします。

様々な差別や人権問題に対し、お互いを思い合い尊重し、それぞれの問題を正しく理解していただけるよう、より効果的な研修会を継続して実施し、人権意識の高揚を図っていくものとし、原文のままとします。

→人権教育に加えて、当事者との交流学习やボランティア等の体験学習の機会を作ることにより、立場の違う相手を尊重し合う共生社会にあることを学べる環境を作ってください。

①9 ■ p. 32(2) 豊かな心、健やかな体の育成

「今後の方向性」①体験活動の推進と豊かな心の育成「主な取組」に加えてください。

- ・ パラスポーツ体験教室による障がい者疑似体験

→アイマスクを着用し、サウンドテーブルテニスやゴールボールを体験することにより、視覚障がい者がどのような感覚でスポーツを楽しんでいるかを疑似体験することが出来ます。感覚的な体験によって、当事者がどのような場面で困るのか助けが必要なのかを考えることが出来ます。

学校では、道徳教育や人権教育で包括して取り扱っていきます。

また、「パラスポーツ体験教室による障がい者疑似体験」については、「第3節 社会教育の充実」の「(5) 生涯スポーツの普及・推進」の「今後の方向性」の中で、「様々なニュースポーツやアダプテッドスポーツを取り入れるなど、障がいの有無にかかわらず、誰もが参加できるスポーツへの参加機会の充実」と表記し、主な取組として、「スポーツ教室（ニュースポーツを含む）の実施」と記載しています。